

## I 基本的な考え方

---

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しあいながら、障害のある人もない人も同じように生活することができるよう、市民・地域・企業・行政など社会全体による取組を進めます。

そこで、障害者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会づくりを推進するために、横浜市における施策の方向について具体的に示します。

## 横浜市障害者プラン（第2期）の策定にあたって ～横浜市のこれまでの取組

横浜市では、平成16年度から20年度までの5か年間の計画年次とする「横浜市障害者プラン」を策定し、これを障害者基本法に基づく市町村障害者計画と位置づけ、本市における障害者施策の基本指針として推進してきました。その後、平成18年度には、障害者自立支援法の施行に伴って市町村障害福祉計画を含むものに改定しました。

「横浜市障害者プラン」に基づいて様々な施策・事業を推進することにより、これまでの5年間で本市の障害福祉施策は大きく前進しました。具体的な取組状況については資料編で詳しく検証・評価を行っています。これらの取組の成果を前提として、平成21年度から26年度までの6年間の計画年次とする「横浜市障害者プラン（第2期）」を策定します。

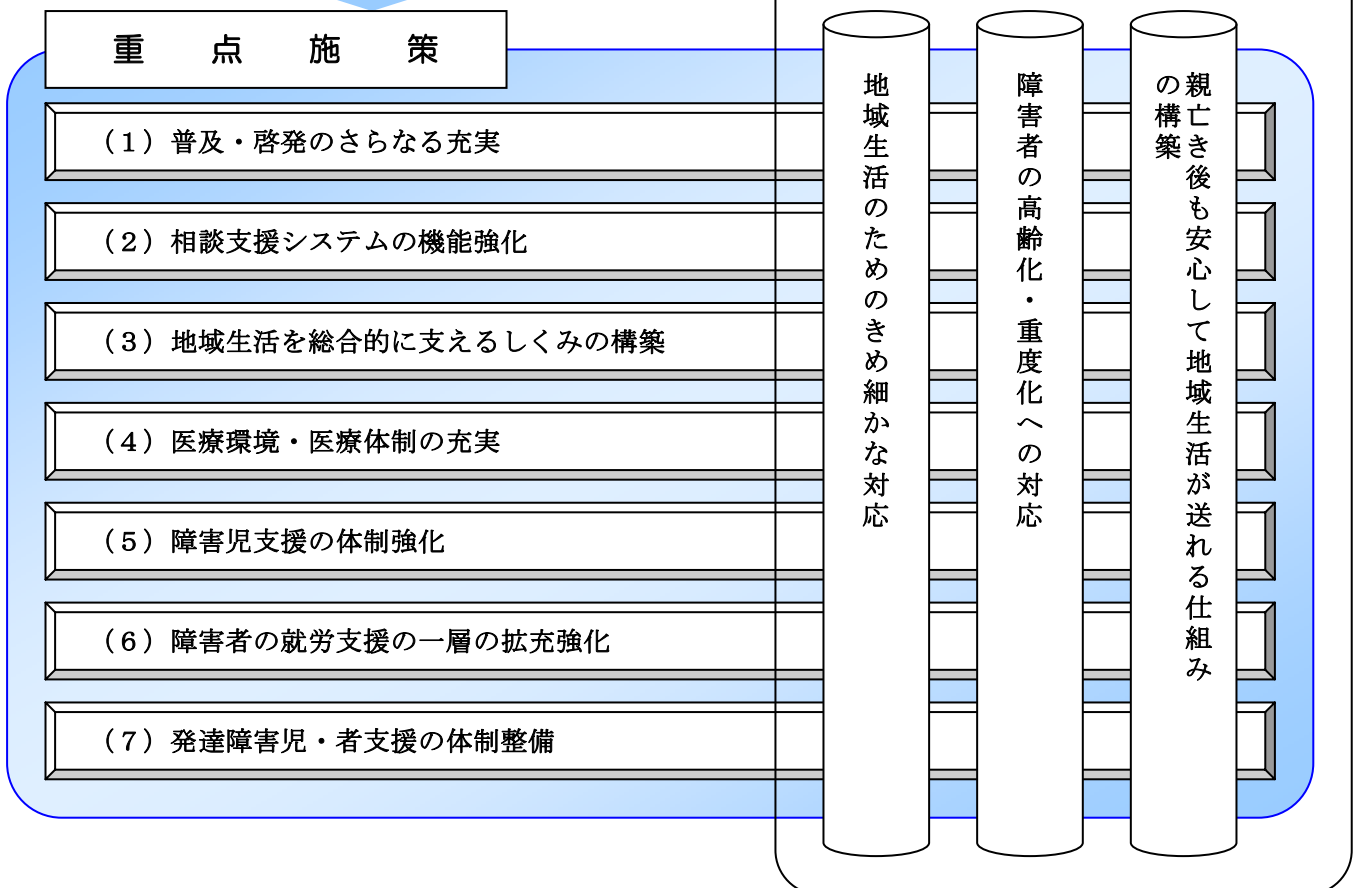
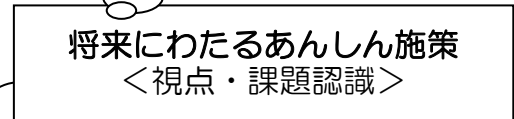
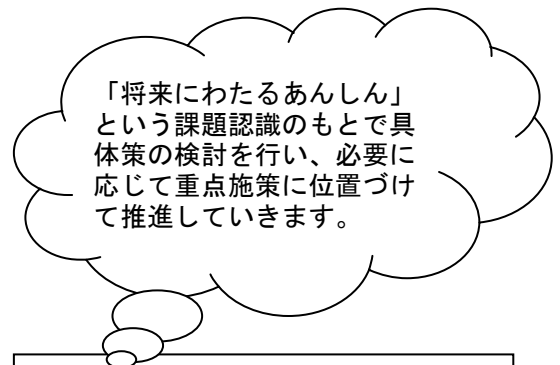
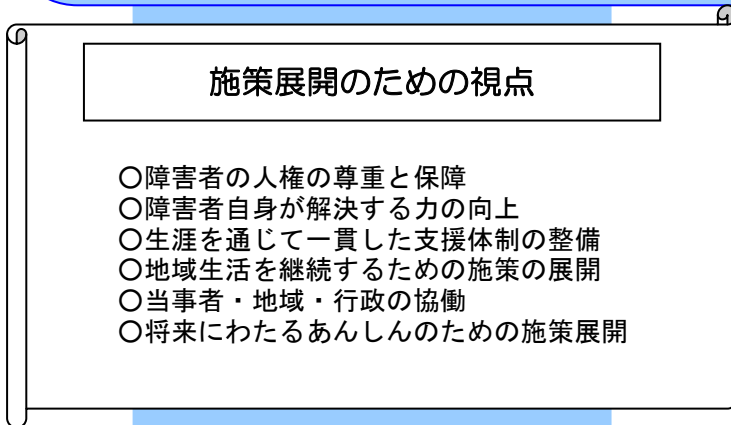
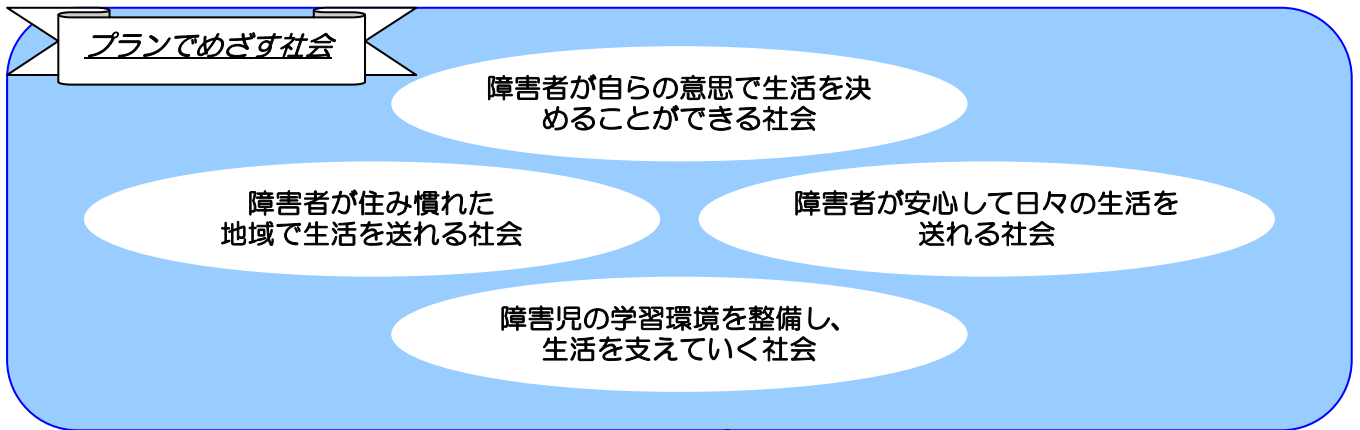
「横浜市障害者プラン」では、障害者の自己選択と自己決定の実現を図る社会の構築を基本理念として、障害者の力を十分に発揮していくことを念頭に「プランでめざす社会」を4つ設定したうえで、それらの4つの社会を実現するための施策の方向性を明確にした「目標設定型」のプランとしました。

「横浜市障害者プラン」を当初策定して以降、障害者自立支援法の施行など、本市の社会福祉施策を取り巻く社会経済情勢は大きく変わりました。しかし、本市としてめざすべき「社会像」は変わらないと考えます。そこで、第2期においても引き続き4つの「社会」の実現のための取組を進めていきます。

取組にあたっては「施策展開のための視点」として6つの視点を意識し、それらの視点を踏まえて今後重点的に推進していく施策を7項目の「重点施策」として取りまとめました。また、ニーズ把握調査などの結果、特に重要で緊急と思われる課題認識を「将来にわたるあんしん施策」としてまとめました。【⇒3ページの図】

「横浜市障害者プラン（第2期）」では、基本的にはこれまでの方向性を踏襲しつつ、より一層の施策展開を行うよう、それぞれの施策の機能強化・充実を進めます。また、新たに将来にわたるあんしん施策を打ち出すことにより、顕在化している様々な課題にしていねいに対応し、プランでめざす社会の実現を図っていきます。

施策展開にあたっては、市民一人ひとりが各自の役割について認識してお互いにそれを共有し、市民・地域・公的機関など、社会全体で取り組むことが必要です。また、福祉・保健・医療・教育・労働などの各分野間の連携、協力が不可欠です。



### 障害特性やライフステージを踏まえたきめ細かな施策の展開

「横浜市障害者プラン（第2期）」では、身体・知的・精神の3障害に加えて、難病や発達障害、高次脳機能障害などこれまでの障害認定基準ではとらえきれない方々のニーズにも対応できるような施策の展開を図っていきます。また、ライフステージを通じて一貫した支援体制という視点に立って施策の充実を進めていくことが必要です。

一方で、それぞれの障害特性やライフステージに応じた課題に対応していくことも重要なことです。「横浜市障害者プラン（第2期）」では、一貫した支援体制を構築する中で、個々のニーズに対応した個別の施策・事業を展開していくという、重層的な制度設計・運用を図っていきます。

こうしたしくみを機能させるためには、それを支える福祉人材の育成と確保も重要な課題であり、そのための取組を強化する必要があります。また、障害者自身や家族などの持つ力を高めていくための取組や地域で市民がともに支えあうしくみの構築により、それぞれの力を十分に発揮できるようにしなければなりません。

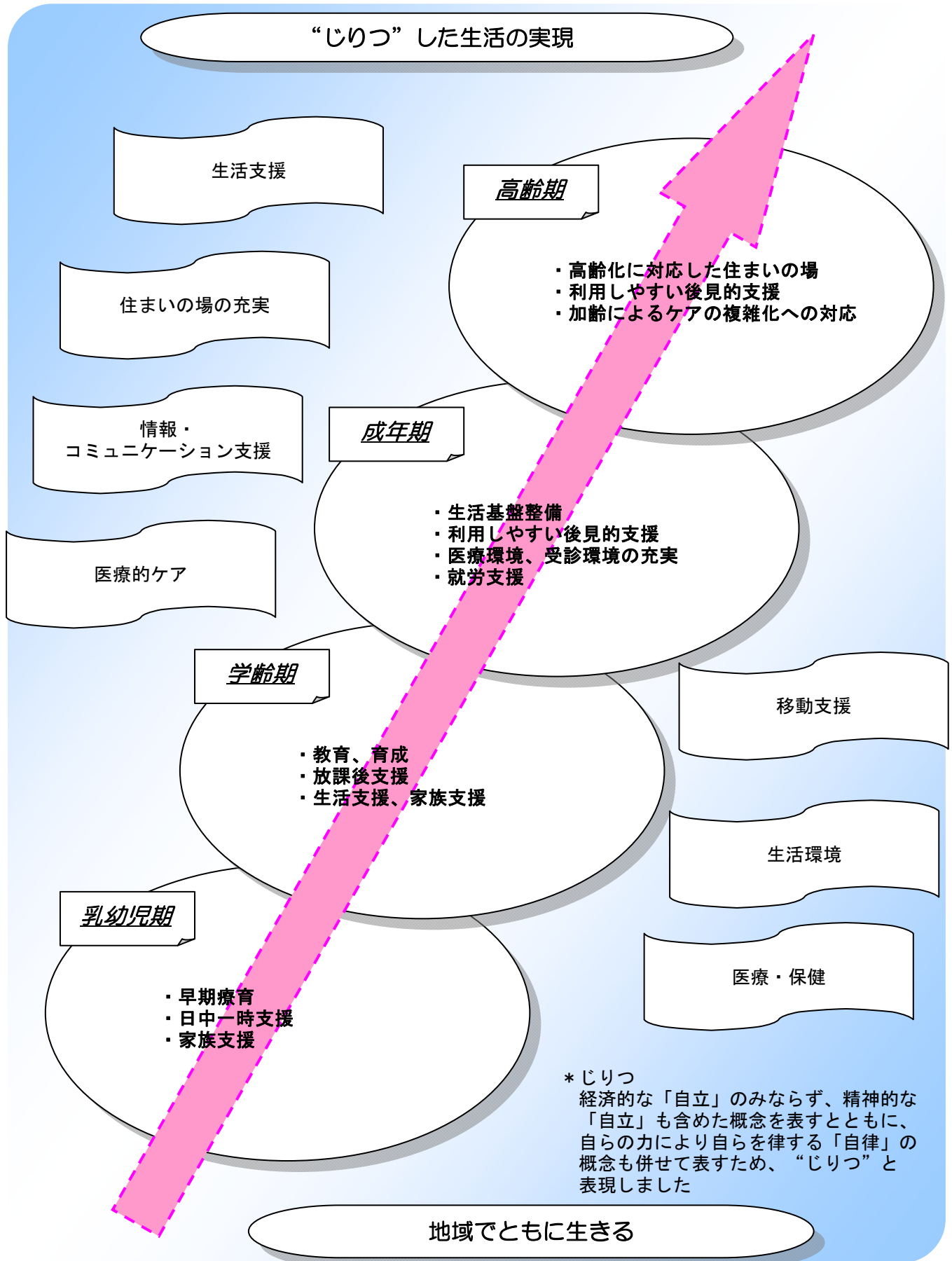
### サービス等基盤整備に関する施策の展開

こうした考え方のもと、障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、居宅介護・移動支援など生活を直接支える事業や日中活動の場の拡充、グループホームなど生活の場の充実、就労支援の一層の拡充などの施策を、「障害福祉計画」に目標数値を設定したうえで、一層推進していきます。

また、「横浜市福祉のまちづくり条例」の理念にもあるとおり、“よこはま”が人間性豊かな福祉都市となるよう、市民・事業者・横浜市の協力・連携のもと、地域のバリアフリー化など、ゆたかでうるおいのある生活を送ることができるよう、第1期の障害者プランに引き続き、福祉のまちづくりを総合的に推進していきます。

さらに、障害者の地域での生活がより豊かで充実したものとなり、子どもから高齢者まで多くの市民の交流を図ることができるよう、障害者のスポーツや文化振興のための施策にも一層の取組を進めていきます。

## ライフステージを通じて一貫した支援体制



## 横浜市後見的支援を要する障害者支援条例

### ○横浜市後見的支援を要する障害者支援条例

(目的)

**第1条** この条例は、障害者に対する支援のうち特に後見的支援を要する障害者に対する支援に関し、横浜市（以下「市」という。）及び市民の責務を明らかにするとともに、市が行う施策の基本的事項を定めることにより、後見的支援を要する障害者が地域において安心して生活を営むことができる環境づくりを推進し、もって障害者及びその養護に当たる親等の安心を実現することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「障害者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。

2 この条例において「後見的支援を要する障害者」とは、現に福祉サービス等を選択して利用することができないため、生活を営むことが困難である市内在住の障害者であって、親等がない、又は親等が養護を行うことができないものをいう。

(市の責務)

**第3条** 市は、第1条の目的を達成するため、後見的支援を要する障害者に対する支援施策を講ずるものとする。

(市民の責務)

**第4条** 市民は、ともに生活する地域社会の一員として、後見的支援を要する障害者が安心して生活を営むことができるように協力するものとする。

(自ら生活を営む努力)

**第5条** 後見的支援を要する障害者は、必要な支援を受けながら、地域において自ら生活を営むことに努めるものとする。

(市の支援施策)

**第6条** 市が実施する後見的支援を要する障害者に対する支援施策は、次のとおりとする。

- (1) 後見的支援を要する障害者の生活に関する相談を受け、及び助言、指導等を行うこと。
- (2) 民法(明治29年法律第89号)の規定による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求を行うために必要な支援を行うこと。
- (3) 後見的支援を要する障害者が地域において生活を営むための場及び費用の確保を行うこと。
- (4) 後見的支援を要する障害者が保有する資産の保全又は活用のための助言、あっせん等を行うこと。
- (5) 現に障害者を養護している市内在住の親等を対象として、後見的支援を要する障害者に対する支援に関する相談を受け、及び助言、指導等を行うこと。
- (6) その他後見的支援を要する障害者に必要な支援を行うこと。

**第7条及び第8条** 省略

横浜市では、後見的支援を要する障害者が地域において安心して生活を営むことができる環境づくりを推進するなどのため、平成13年度に「横浜市後見的支援を要する障害者支援条例」を制定しました。この条例では、その目的を達するために市（行政）・市民・当事者がそれぞれの持つ責務を果たすことが必要であるとしています。

「将来にわたるあんしん施策」の検討により、条例にうたわれている目的やそれぞれの責務を基本理念としつつ、さらなる支援施策の展開に必要な条件整備を行い、地域生活を送るうえでの安心を実現していきます。